

## 補助金チェックシート

## こども未来部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27			
1	子育て支援課	地域組織活動育成事業補助金	母親クラブ (城南、青ノ山、金山)	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	少子化や核家族化の進行、地域社会の子育て機能の低下等に伴う育児不安、多様な人間関係を経験する機会の減少など、子どもや家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、児童が健やかに生まれ育つための環境をつくることを目的とする。	保育所児の保護者および地域の子育て関係者すべてが会員であり、会の経費は会費および補助金、寄付金その他の収入によりあてられる。親子の交流活動や家庭教育研修等の事業補助のため、1クラブ50,000円を補助している。	150	150	150	(2)原則として廃止するもの	ウ 社会情勢等の変化により補助の目的が適切でなく、事業効果の薄れている事業等	0
2	子育て支援課	県母子福祉連合会丸亀支部補助金	財団法人 香川県母子寡婦福祉連合会丸亀支部	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	社会的にも経済的にも、そして精神的にも不安定な状態におかれている母子父子等家庭の次代を担う子どもたちを、健康で良き社会人として世に送り出すとともに、保護者が充実した人生を送ることに寄与し、母子等家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。	会の経費は会費および補助金、配分金その他の収入によりあてられる。丸亀市に居住する母子家庭および寡婦福祉に関する事業補助のため、年間120,000円を補助している。	120	120	120	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	120

補助金チェックシート

こども未来部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
3	子育て支援課	子育て世帯臨時特例給付金	基準日(H26年1月1日)におけるH26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であって、H25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者を基本とする。	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ア 一時的なもの	H26	H26年4月からの消費税引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施するもの。	基準日(H26年1月1日)においてH26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であり、H25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者であり臨時福祉給付金の対象者でなく、生活保護制度内で対応される被保護者でない者に支給される。支給額は対象児童1人につき10,000円。	—	142,990	0	(2)原則として廃止するもの	オ 一時的又は短期的な事業等であって、終期が到来しているもの	0
4	子育て支援課	子育て世帯臨時特例給付金	基準日(H27年5月31日)におけるH27年6月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であって、H26年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者を基本とする。	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ア 一時的なもの	H27	H26年4月からの消費税引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施するもの。	基準日(H27年5月31日)においてH27年6月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であり、H26年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者に支給される。支給額は対象児童1人につき3,000円。	—	—	46,770	(2)原則として廃止するもの	オ 一時的又は短期的な事業等であって、終期が到来しているもの	0

## 補助金チェックシート

## こども未来部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
5	子育て支援課	子育て等環境づくり支援補助金	丸亀市内の子育て支援団体(3団体まで)	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H26	香川県から交付を受ける「かがわ健やか子ども基金補助金」を活用し、結婚から妊娠・出産を経て、子育てまで切れ目のない支援を行うことで市民が安心して子どもを生き育てることができるような環境を整備する。	「かがわ健やか子ども基金補助金」を「丸亀市健やか子ども基金」として積立、この基金をより有効かつ公平に活用するため市内の子育て支援団体に対し、新規事業実施の公募を行い、100万円を最高限度額として補助する。(3団体まで)	—	1,000	2,608	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,600
6	子育て支援課	亀山学園園舎改築等補助金	社会福祉法人四恩の里 亀山学園	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H27	丸亀市に位置する児童養護施設 亀山学園は、子どもたちの心豊かな成長を育み、社会的自立のサポートを行い、また子どもたちにとっての生活の拠点となる施設である。このたび園舎の老朽化等により、改築を行うこととなったため。	丸亀市社会福祉法人の助成に関する条例第2条及び条例施行規則第2条の規定に基づき、補助金限度額である3,000万円の補助を行う。	—	—	30,000	(2)原則として廃止するもの	オ 一時的又は短期的な事業等であって、終期が到来しているもの	0

補助金チェックシート

こども未来部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	説明	H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27			
7	子育て支援課	遊具設置補助金	子どもの自遊なあそび場に 登録している 管理者等	イ 市民等が 主体的自立 的に行うもの であって行政 がその支援 を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H27	香川県から交付を受ける「かがわ健やか子ども基金補助金」を活用し、結婚から妊娠・出産を経て、子育てまで切れ目のない支援を行うことで市民が安心して子どもを 生み育てることができるよう環境を整備する。	「かがわ健やか子ども基金補助金」を「丸亀市健やか子ども基金」として積立て、この基金をより有効かつ公平に活用するため、善意で空き地を開放していただいている子どもの遊び場に、遊具等の設置を希望するところへ補助金を交付するもの	—	—	1,117	(1)継続 するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,500
8	子育て支援課	小規模保育運営支援事業改修費等補助金	株)ニチイ学館社)浩福会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ア 一時的なもの	H27	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施し、待機児童の解消を目的とする施設を整備するため	0歳～3歳未満の児童を最大19人まで預かれる小規模な保育施設の整備について補助するもの	—	—	25,613	(2)原則として廃止するもの	オ 一時的又は短期的な事業等であって、終期が到来しているもの	0
9	子育て支援課	小規模保育運営支援事業賃借料補助金	株)ニチイ学館	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ア 一時的なもの	H27	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施し、待機児童の解消を目的とする施設を整備するため	0歳～3歳未満の児童を最大19人まで預かれる小規模な保育施設を整備する期間について家賃を補助するもの	—	—	891	(2)原則として廃止するもの	オ 一時的又は短期的な事業等であって、終期が到来しているもの	0
10	子育て支援課	児童福祉施設建設資金償還補助金	社会福祉法人四恩の里 亀山学園	イ 市民等が主体的自立的に行うもの であって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期 的なもの	H27	丸亀市に位置する児童養護施設 亀山学園は、子どもたちの心豊かな成長を育み、社会的自立のサポートを行い、また子どもたちにとっての生活の拠点となる施設である。このたび園舎の老朽化等により、改築を行うこととなったため。	丸亀市社会福祉法人の助成に関する条例第2条第2項及び条例施行規則第7条の規定に基づき、利子補給を行う。	—	—	54	(1)継続 するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	91

補助金チェックシート

こども未来部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
11	幼保運営課	保護者会連合会研修補助金	丸亀市保育所保護者会連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	市内の公立・私立保育所保護者会が一致協力し、相互の連携を密に図ることにより、幼児の福祉増進に努めることを目的とする。	68,000円上限	68	68	68	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	68
12	幼保運営課	私立保育園運営補助金	市内私立認可保育園10園	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	保育所の入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。	毎月の入所児童数×(3歳未満児100円、3歳以上児90円)×25日を四半期ごとに補助より単価10円up	38,326	40,346	43,464	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	48,547
13	幼保運営課	私立保育園運営補助金(障がい児保育加配保育士補助)	市内私立認可保育園(該当園)	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H24	障がい児保育の推進を図るため、加配保育士を配置する私立保育園に補助金を交付するもの	市の認めた障がい児加配保育士の実勤務日数×市が定める一日単価※を補助基準額とする。 ※平成26年度保育士資格有:10,123円/日、資格なし:8,210円/日	22,335	49,730	40,719	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	42,099
14	幼保運営課	私立保育園運営補助金(民営化移行対策事業補助)	丸亀市社会福祉協議会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	イ 短期的なもの	H24	しおや保育所民営化に伴う臨時事業・原田保育所民営化に伴う臨時事業	家庭支援、主任保育士引継ぎ分等の補助。25年度は1,500万円上限(しおや)。	15,000	0	0	(2)原則として廃止するもの	イ 補助目的が達成された事業等	0
15	幼保運営課	私立保育園運営補助金(民営化移行対策事業補助)	誠心保育園はらだ分園	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	イ 短期的なもの	H26	原田保育所の廃止に伴い誠心保育園の分園にて運営をH26.4～開始。自園調理等を条件としており、調理員等の賃金補助を目的とする。	運営費での支払いがない、保育士1名分・調理員2名分の賃金補助	—	6,966	0	(2)原則として廃止するもの	イ 補助目的が達成された事業等	0

補助金チェックシート

こども未来部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
16	幼保運営課	私立保育園施設整備事業利子補給金	誠心保育園、虎岳保育園	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	私立認可保育園の円滑な運営のため。	私立認可保育園の施設整備費償還費に対し、利子補給を行う。	129	104	79	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	62
17	幼保運営課	ももちゃんくらぶ補助金	子育てボランティア ももちゃんくらぶ	イ 市民等が主体的に自主的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	未来を担う子供達を育てる大切さと、子育ての楽しさを地域の中で伝え、少子化の抑止となる活動を行うことを目的とする。	保育所・地域子育て支援センター・東小川児童センターなど公共施設での子育てボランティアや行事での託児など。	40	40	40	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	40
18	幼保運営課	保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	市内私立認可保育園10園	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H25	待機児童の早期解消のため、保育の担い手である保育士の確保対策を推進することを目的に、保育士の処遇改善を行う私立認可保育園への支援。	私立認可保育園に勤務する職員に対し支払われる賃金改善額への補助(基準額【勤続年数に応じた単価×入所児童数】を上限とする)	25,465	27,135	H27年度から新制度により扶助費へ移行。	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	H27年度から新制度により扶助費へ移行。

## 補助金チェックシート

## こども未来部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		H28年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
19	幼保運営課	私学振興補助金	丸亀市私立幼稚園PTA連合会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	聖母幼稚園と虎岳幼稚園で教職員と保護者の連携や園児とのふれあい活動を行い、幼児教育の充実を図る。	私立幼稚園の教職員と保護者の連携による、よりよい保育環境の整備、幼児教育の充実を図る。	3,267	3,267	3,279	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	3,280
			学校法人 聖母学園・丸亀聖母幼稚園	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	教育機材の購入による教育活動の充実を図る。	教育基本法、学校教育法、キリスト教的理念に従った幼児教育を行う。				(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	
			学校法人 丸亀城南虎岳幼稚園	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	備品の購入による設備の充実を図る。	学校教育法に基づく就学前児童の教育を行う。				(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	
20	幼保運営課	保育所等整備交付金	ひつじヶ丘保育園	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H28	園舎増築により入所定員の増加を図る。園舎大規模修繕により保育環境の向上を図る。	園舎増築工事に対する補助。 国2/3、市1/12  既存園舎大規模修繕に対する補助 国2/4、市1/4	—	—	—	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	67,390